

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

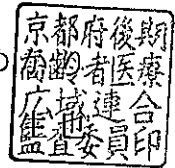
定期監査の結果に係る措置状況について

令和7年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第292条において準用する同法199条第12項の規定により、京都府後期高齢者医療広域連合長から通知があったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年4月24日

京都府後期高齢者医療広域連合代表監査委員
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員

松岡 ゆ
横須賀



令和7年度定期監査の結果に係る措置状況について

1 郵便切手・レターパックに係る管理事務

① 消耗品台帳の運用

【指摘事項】

物品管理規程において、レターパック等の消耗品については消耗品台帳を備え、現在高等を記録しなければならないとされているとともに、使用に関するルールを取り決めて運用しているところ、当広域連合から相手方にレターパックを用いて郵送する際、レターパックに貼付されている保管シールをはがし、消耗品台帳にそのシールを貼付すると取り決めていたが、その保管シールが貼付されていない事例が4件(計43冊)あった。

物品管理規定及び運用ルールに則り、適正な運用に努められたい。

(措置の内容)

レターパックの運用ルールを定める「レターパックの使用方法について」の記載内容を見直し、よりわかりやすく丁寧な記載に改め、使用簿に添付するとともに、職員に周知及び注意喚起を行った。また、定期的に職員が入れ替わる当広域連合の性質を踏まえ、新任職員研修においても当該運用ルールを配布し、転入職員に周知を図ることとした。(次年度以降も継続して実施)

② 消耗品台帳における使用者と管理者の牽制関係

【指摘事項】

消耗品の受け渡しにおいて、消耗品台帳(切手及びレターパック使用簿)により、使用者と確認者の2名で確認するよう運用しているが、使用者と確認者が同一職員である事例が切手で7件、レターパックで2件あった。

2名で確認することは、使用者と確認者に牽制関係が生じるため、消耗品を適正に管理する重要な手続きであることから、物品管理規程や運用ルールに則り、適正な運用に努められたい。

(措置の内容)

切手使用の運用ルール「切手使用の際の注意事項について」を新たに作成するとともに、レターパックの運用ルール「レターパックの使用方法について」の記載内容を見直し、よりわかりやすく丁寧な記載に改め、それぞれの使用簿に添付するとともに職員に周知及び注意喚起を行った。また、定期的に職員が入れ替わる当広域連合の性質を踏まえ、新任職員研修においても当該運用ルールを配布し、転入職員に周知を図ることとした。(次年度以降も継続して実施)

2 タクシーチケットに係る管理事務

タクシーチケットの半券の管理

【指摘事項】

物品管理規程において、タクシーチケットの使用については消耗品台帳を備え、現在高等を記録しなければならないとされているとともに、「タクシーチケットの取扱いに係る留意事項」にルールを定めて運用しているところ、タクシーチケットの半券の紛失事例が1件あった。

半券の管理については、物品管理規定及び運用ルールに則り、適正な運用に努められたい。

(措置の内容)

タクシーチケットの使用ルール「タクシーチケットの取扱いに係る留意事項」を見直し、半券の記載事項等を追記し職員に周知及び注意喚起を行った。また、定期的に職員が入れ替わる当広域連合の性質を踏まえ、新任職員研修においても当該運用ルールを配布し、転入職員に周知を図ることとした。(次年度以降も継続して実施)

3 備品管理事務

備品整理簿と現品との照合・記載

【指摘事項】

備品整理簿と現品を照合したところ、備品台帳に記載がない備品が1件あり、備品シールの貼付がなかった。

備品整理簿は、各備品の適正な現況把握に資するための帳簿であることから、適正に記載するとともに、備品の管理に関する手順に従い、備品登録及び備品シールの貼付について、事務の改善を図られたい。

また、物品管理規定に基づき、少なくとも年に1回、整理簿との照合を行い、現品の確認・整理簿の点検を行うこととし、適正な備品管理事務の改善を図られたい。

(措置の内容)

備品番号票が貼付されていなかった備品については、備品番号票の貼付を行い、備品整理簿に記載が無く備品番号票が貼付されていなかった備品については、備品整理簿に記載するとともに、備品番号票の貼付を行った。

また、物品管理規定に基づき、年に1回以上、整理簿との照合を行い、現品の確認・整理簿の点検を行うこととした。